

## 福山市電子版広報「みんなの掲示板」記事掲載基準

この基準は、市民又は市民団体が行う自主的な活動等に関し、福山市電子版広報「みんなの掲示板」に掲載する情報（以下「記事」という。）について、掲載基準を定めるものです。

- 1 「みんなの掲示板」は、福山市内（以下「市内」という。）に在住・在職・在学の人で構成する団体、活動の本拠が市内にある団体が市内の公共施設などを会場として実施するイベントなど（ただし、情報発信課長が適当と認める団体や会場の場合はその限りではない。）を市民に周知するための情報発信の場です。記事の掲載は、電子版広報の掲載日（毎月 1 日。1 月号は 1 月 3 日、4 月号は 3 月 31 日。）から次の掲載日前日まで（イベント等の開催日が次の掲載日前日以降のものはその当日まで）です。
- 2 次のいずれかに該当する記事は、掲載しないものとします。
  - (1) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 政治、宗教又は選挙活動になるもの
  - (4) 個人的な活動又は宣伝に該当するもの
  - (5) 掲載意図及び内容が明確でないもの
  - (6) 行政広報の性格にそぐわないと判断されるもの
  - (7) 市民に疑惑を抱かせるもの
  - (8) その他情報発信課長が不適当と認めるもの
- 3 掲載希望者は、次のいずれかの方法により掲載内容を情報発信課へ申請するものとします。なお、電話や郵送による受付は行いません。
  - (1) 福山市電子版広報「みんなの掲示板」及び福山市電子版広報「みんなの掲示板」掲載記事原稿に必要事項を入力し、E メール又は FAX で送付
  - (2) 福山市電子申請システムから必要事項を入力して申請
- 4 申請の締切日は、掲載月の前月 15 日です。ただし、前月 15 日が閉庁日のときは繰り上げるものとします。
- 5 記事の掲載事項については、掲載上のレイアウトや体裁によって記事を短くしたり言葉を言い換えたり、漢字をひらがなにしたりする場合があります。また、期日が先の記事については次号へ先送りにする場合や掲載できない場合もあります。
- 6 同一記事の掲載については、4 月～翌年 3 月で 6 か月まで掲載ができるものとします。

- 7 掲載の対象は、申込期限がある記事の申込終了日やイベントの実施日が掲載日以降のものとします。
  - 8 申込人数によって開催を取りやめる可能性があるイベントなどや内容が未確定なものは掲載をお断りする場合があります。
  - 9 掲載開始後、申請時に情報発信課へ提出した情報から逸脱するような記事の修正は行わないものとします。
- 10 掲載希望者は、次のことを了承するものとします。
- (1) 掲載依頼記事を市ホームページに掲載すること
  - (2) 市が会員名簿、団体の規則、事業計画書、収支決算書その他の活動状況の書類の提出を求めた場合、それに応じること
  - (3) 掲載の可否及び掲載希望月号の変更は、市に一任すること
  - (4) 掲載依頼記事を情報発信課で編集すること
  - (5) 掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと

- 11 掲載希望者が前項の基準を守れない場合、掲載依頼記事に虚偽の記載があった場合又は掲載希望者の言動が業務の遂行に著しく支障をきたすと認められる場合は、当該希望者の記事を今後掲載しないものとします。

<問合せ先>

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎4階

福山市市長公室 情報発信課 広報担当

T E L (084) 928-1003 (直通)

F A X (084) 931-2056

E メール [koho@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:koho@city.fukuyama.hiroshima.jp)

#### 附則

この基準は 2018年（平成 30年）8月 15日から施行する。

この基準は 2020年（令和2年）2月 1日から施行する。

この基準は 2021年（令和3年）4月 23日から施行する。

この基準は 2025年（令和7年）12月 26日から施行する。